

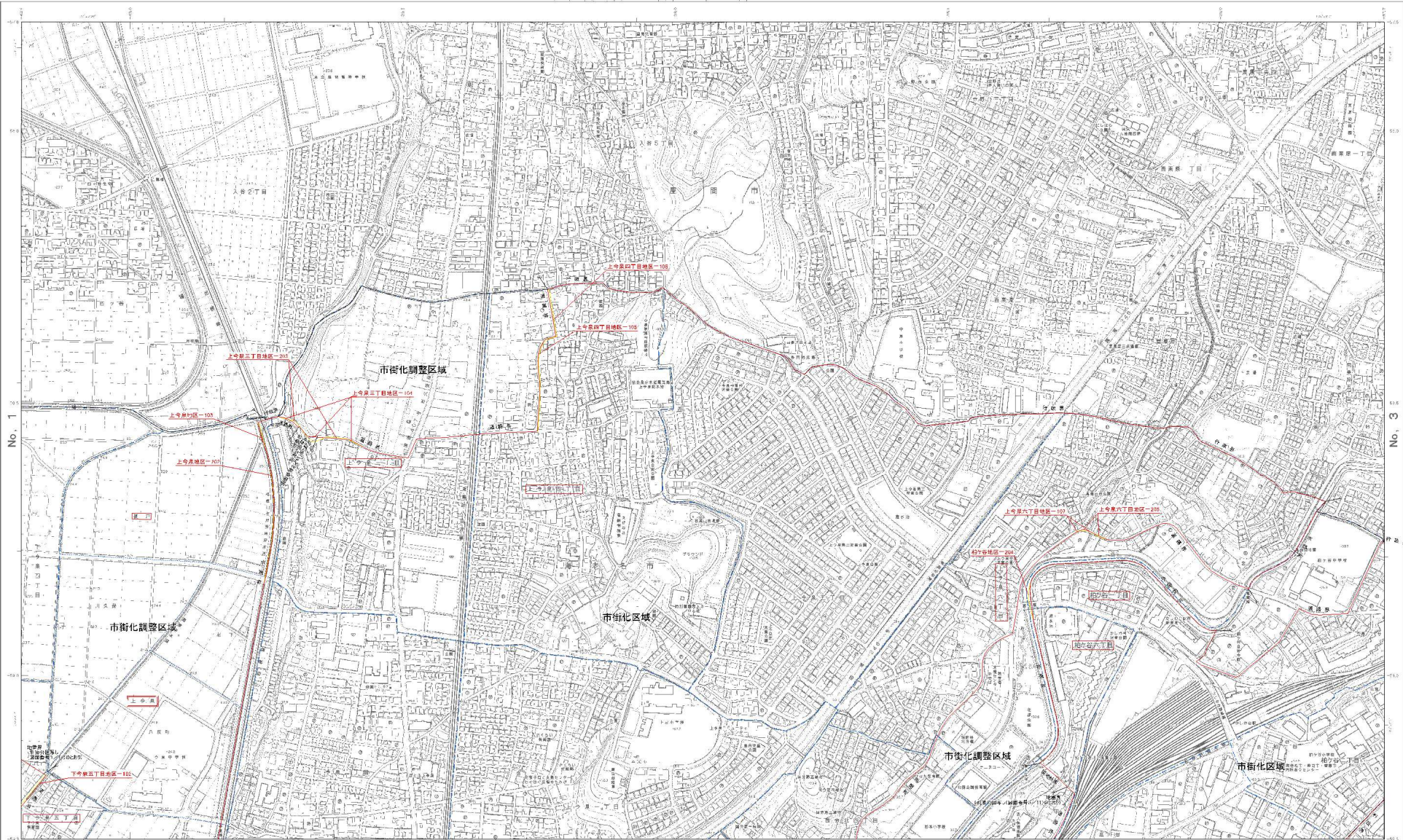
1:10,000 地形圖

海老名市



事項	市町村名	所在地
種別	名称	所在地市町村区域区分の記載
図面	名称	図 説
縮 尺		1/3,000
番 号		1/
作成年月日		令和 年 月 日

1:2,500 海老名市地形図
No. 2



No. 2

No. 1 No. 2 No. 3

No. 4 No. 5

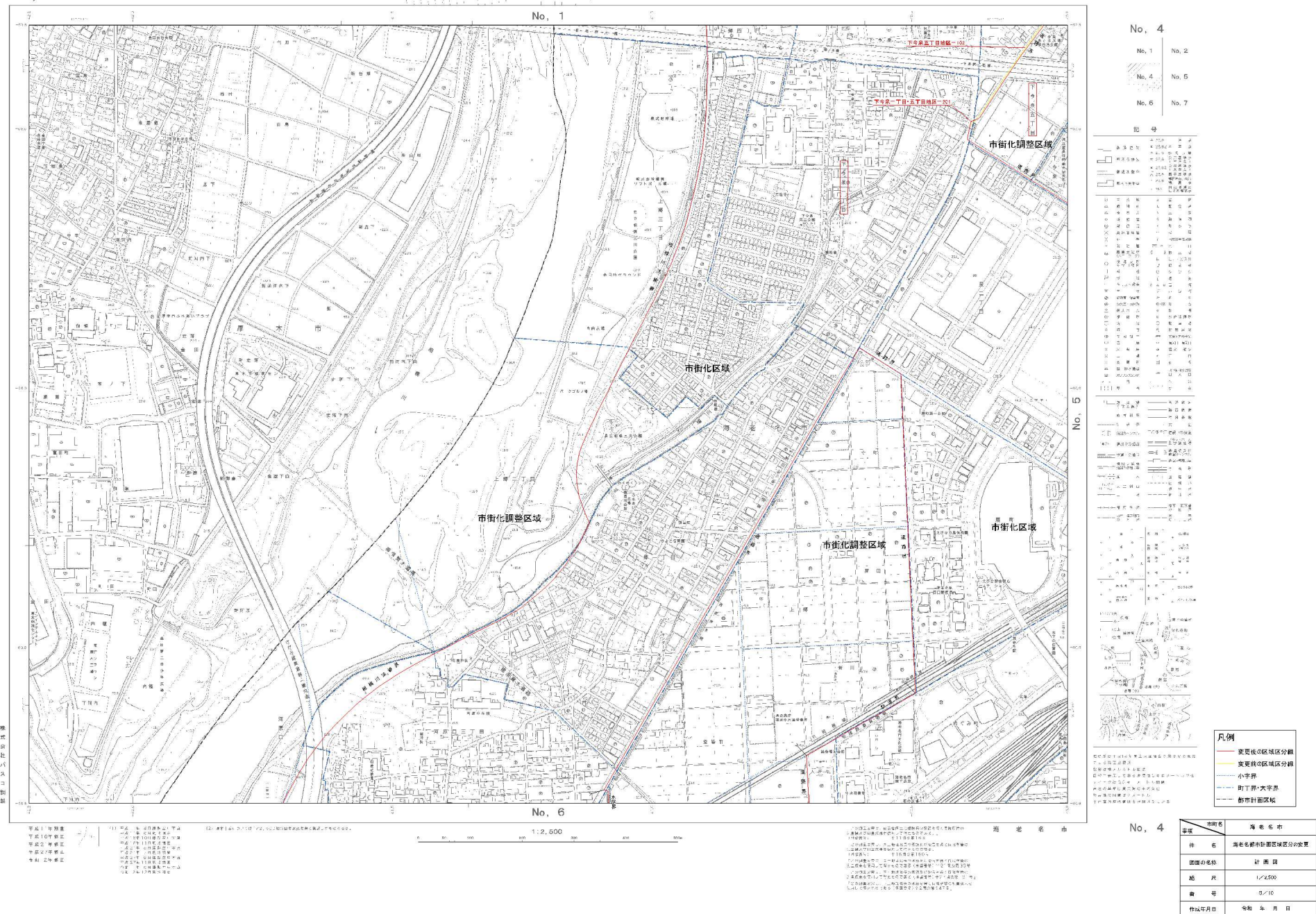
記号

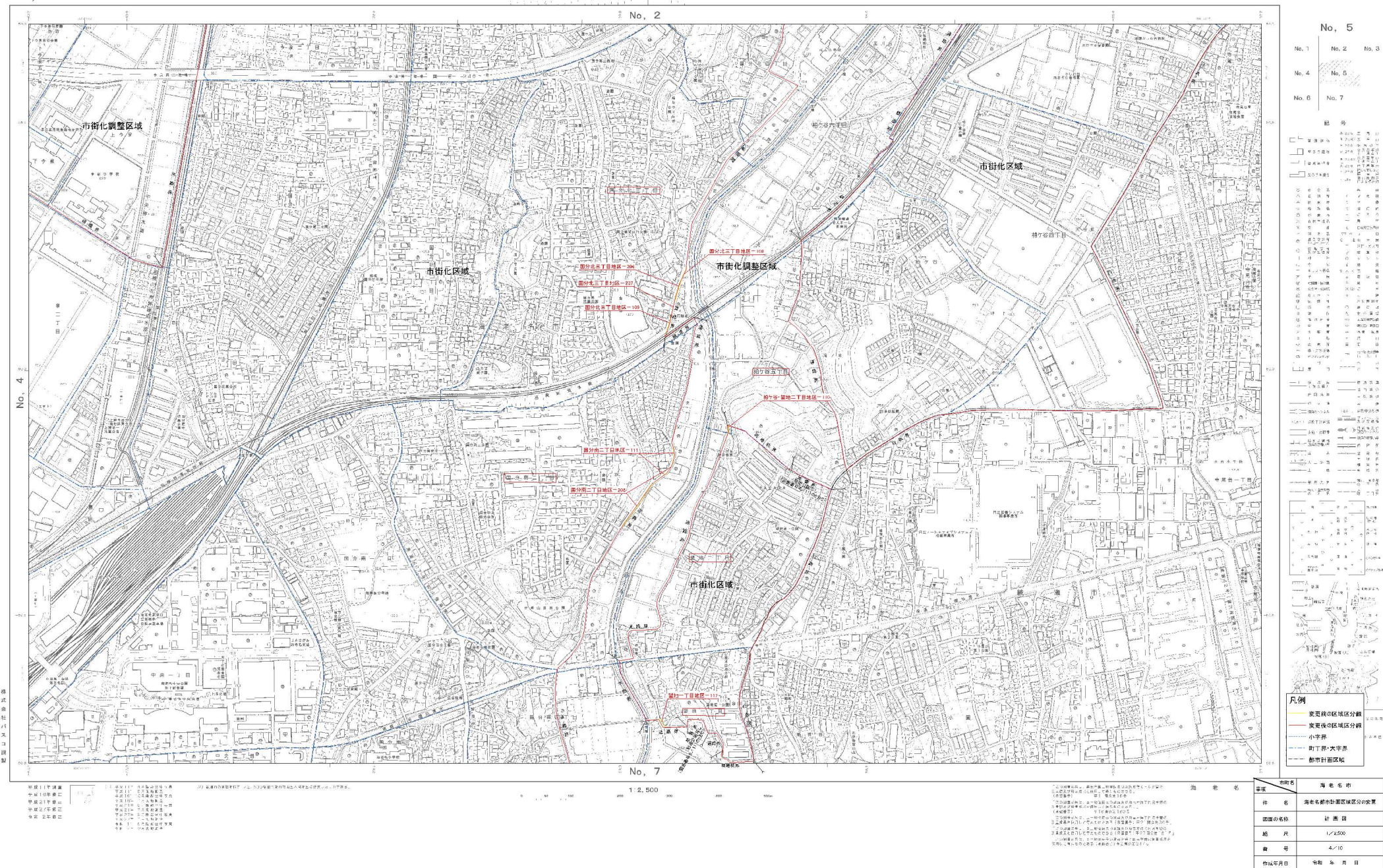
凡例

変更後の区域区分線
変更前の区域区分線
小字界
町界・大字界
都市計画区域

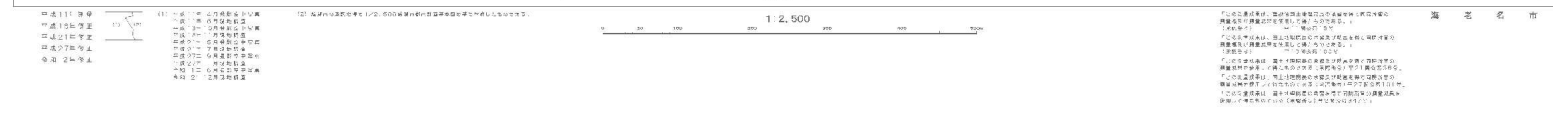
事項	海老名市
件名	海老名市計画区域区分の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1:2,500
冊数	2/10
作成年月日	令和 年 月 日

1:2,500 海老名市地形図
No. 4





No, 7



No. 7	
No. 4	No. 5
No. 6	No. 7
No. 8	No. 9

記号	
	100%
	100%
	100%
	100%
	100%

[illegible]

姓名	考 号	座位号
学 校	班 级	姓 名
考 生 答 案	评 卷 人	备 注
一、选择题 (每题 2 分, 共 10 分) 1. 下列各数中, 最小的数是 () 2. 下列各数中, 最大的数是 () 3. 下列各数中, 最小的数是 () 4. 下列各数中, 最大的数是 () 5. 下列各数中, 最小的数是 ()		
二、填空题 (每题 2 分, 共 10 分) 6. 下列各数中, 最小的数是 () 7. 下列各数中, 最大的数是 () 8. 下列各数中, 最小的数是 () 9. 下列各数中, 最大的数是 () 10. 下列各数中, 最小的数是 ()		
三、解答题 (每题 10 分, 共 30 分) 11. 下列各数中, 最小的数是 () 12. 下列各数中, 最大的数是 () 13. 下列各数中, 最小的数是 ()		

日 月 火 水 木 金 土 天 地	日 月 火 水 木 金 土 天 地	日 月 火 水 木 金 土 天 地	日 月 火 水 木 金 土 天 地
---	---	---	---

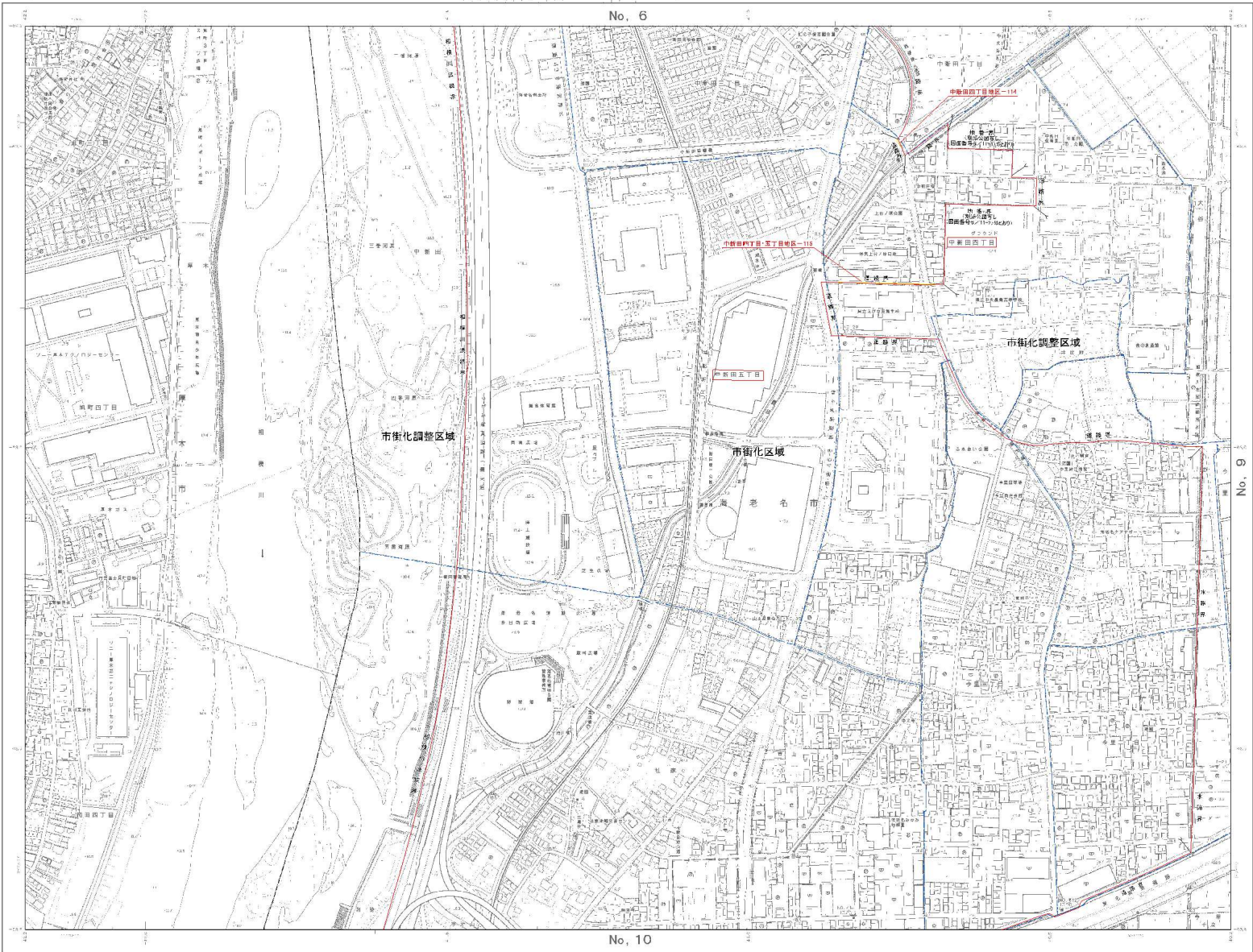
本邦の主要な通関士協会である日本通関士協会（JFPA）は、通関士の業務の効率化と透明性の向上を図るため、通関士業務の標準化を進めている。この標準化は、通関士の業務の効率化と透明性の向上を図るため、通関士業務の標準化を進めている。この標準化は、通関士の業務の効率化と透明性の向上を図るため、通関士業務の標準化を進めている。

凡例

- 変更前の区域区分線
- 変更後の区域区分線
- 小字界
- 町丁界・大字界
- 都市計画区域

市町名	海老名市
特 名	海老名都市計画区域区分の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	5/10
作成年月日	令和 年 月 日

1:2,500 海老名市地形図
No, 8



No, 8

No. 6 No. 7
No. 8 No. 9
No. 10 No. 11

部 号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

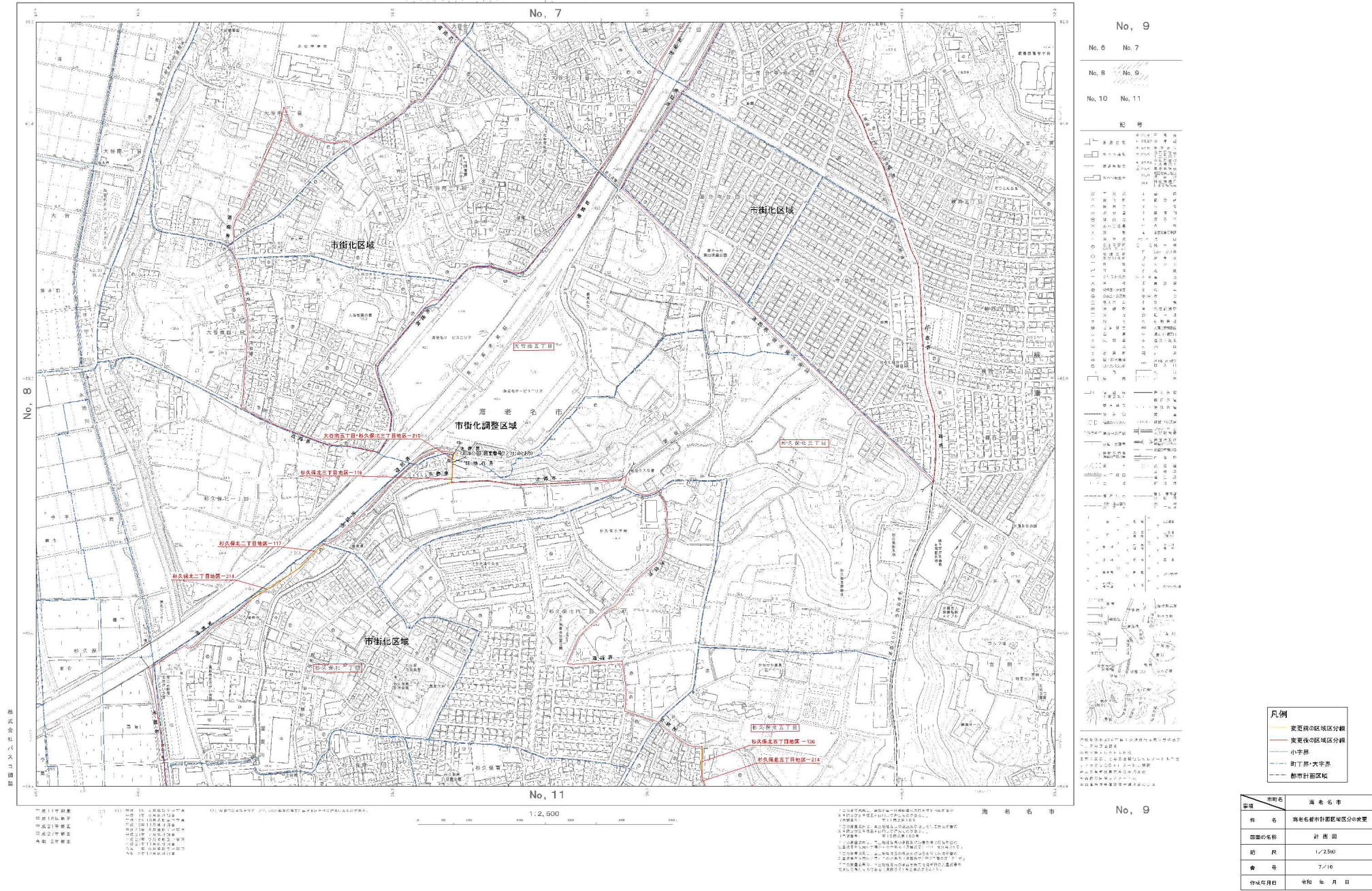
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

凡例
変更後の区域区分線
変更前の区域区分線
小字界
町界・大字界
都市計画区域

市町村	海老名市
作 名	海老名市市街化調整区域区分変更
図案の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	6/10
作成年月日	令和 年 月 日

1:2,500 海老名市地形図
No, 9



No, 11



昭和11年創業	昭和13年4月設立「空室」
昭和15年築工	昭和16年設立「空室」
昭和17年移転	昭和18年11月設立「空室」
昭和27年移転	昭和28年5月設立「空室」
昭和29年竣工	昭和30年7月設立「空室」
	昭和31年11月設立「空室」
	昭和32年11月設立「空室」
	昭和33年11月設立「空室」
	昭和34年11月設立「空室」
	昭和35年11月設立「空室」
	昭和36年11月設立「空室」
	昭和37年11月設立「空室」
	昭和38年11月設立「空室」
	昭和39年11月設立「空室」
	昭和40年11月設立「空室」
	昭和41年11月設立「空室」
	昭和42年11月設立「空室」
	昭和43年11月設立「空室」
	昭和44年11月設立「空室」
	昭和45年11月設立「空室」
	昭和46年11月設立「空室」
	昭和47年11月設立「空室」
	昭和48年11月設立「空室」
	昭和49年11月設立「空室」
	昭和50年11月設立「空室」
	昭和51年11月設立「空室」
	昭和52年11月設立「空室」
	昭和53年11月設立「空室」
	昭和54年11月設立「空室」
	昭和55年11月設立「空室」
	昭和56年11月設立「空室」
	昭和57年11月設立「空室」
	昭和58年11月設立「空室」
	昭和59年11月設立「空室」
	昭和60年11月設立「空室」
	昭和61年11月設立「空室」
	昭和62年11月設立「空室」
	昭和63年11月設立「空室」
	昭和64年11月設立「空室」
	昭和65年11月設立「空室」
	昭和66年11月設立「空室」
	昭和67年11月設立「空室」
	昭和68年11月設立「空室」
	昭和69年11月設立「空室」
	昭和70年11月設立「空室」
	昭和71年11月設立「空室」
	昭和72年11月設立「空室」
	昭和73年11月設立「空室」
	昭和74年11月設立「空室」
	昭和75年11月設立「空室」
	昭和76年11月設立「空室」
	昭和77年11月設立「空室」
	昭和78年11月設立「空室」
	昭和79年11月設立「空室」
	昭和80年11月設立「空室」
	昭和81年11月設立「空室」
	昭和82年11月設立「空室」
	昭和83年11月設立「空室」
	昭和84年11月設立「空室」
	昭和85年11月設立「空室」
	昭和86年11月設立「空室」
	昭和87年11月設立「空室」
	昭和88年11月設立「空室」
	昭和89年11月設立「空室」
	昭和90年11月設立「空室」
	昭和91年11月設立「空室」
	昭和92年11月設立「空室」
	昭和93年11月設立「空室」
	昭和94年11月設立「空室」
	昭和95年11月設立「空室」
	昭和96年11月設立「空室」
	昭和97年11月設立「空室」
	昭和98年11月設立「空室」
	昭和99年11月設立「空室」
	昭和100年11月設立「空室」

[illegible]

No, 13

1:2,500

[illegible]

凡例

- 変更前の区域区分
- 変更後の区域区分
- 小字界
- 町字界・大字界
- 都市計画区域

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の決定	
図面の名称	計 画 図	
縮 尺	1/2,500	
番 号	8/10	
作成年月日	令和 年 月 日	

No, 12

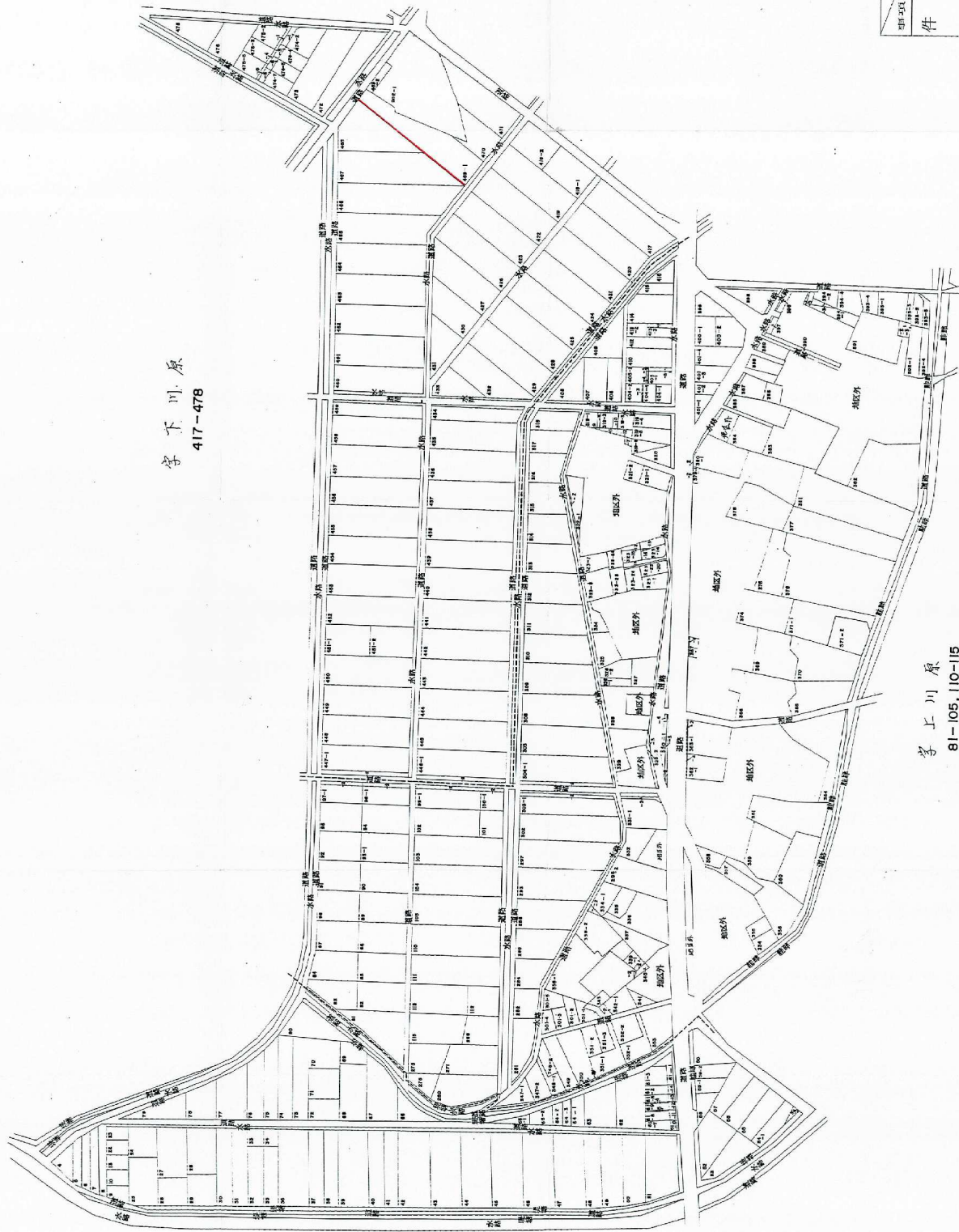


変更前の区域区分線
 変更後の区域区分線
 小字界
 町丁界・大字界
 都市計画区域

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2500	
番 号	9/10	
作成年月日	令和 年 月 日	



字 下 川 原
4-10, 13, 22-80



字 下 川 原
417-478

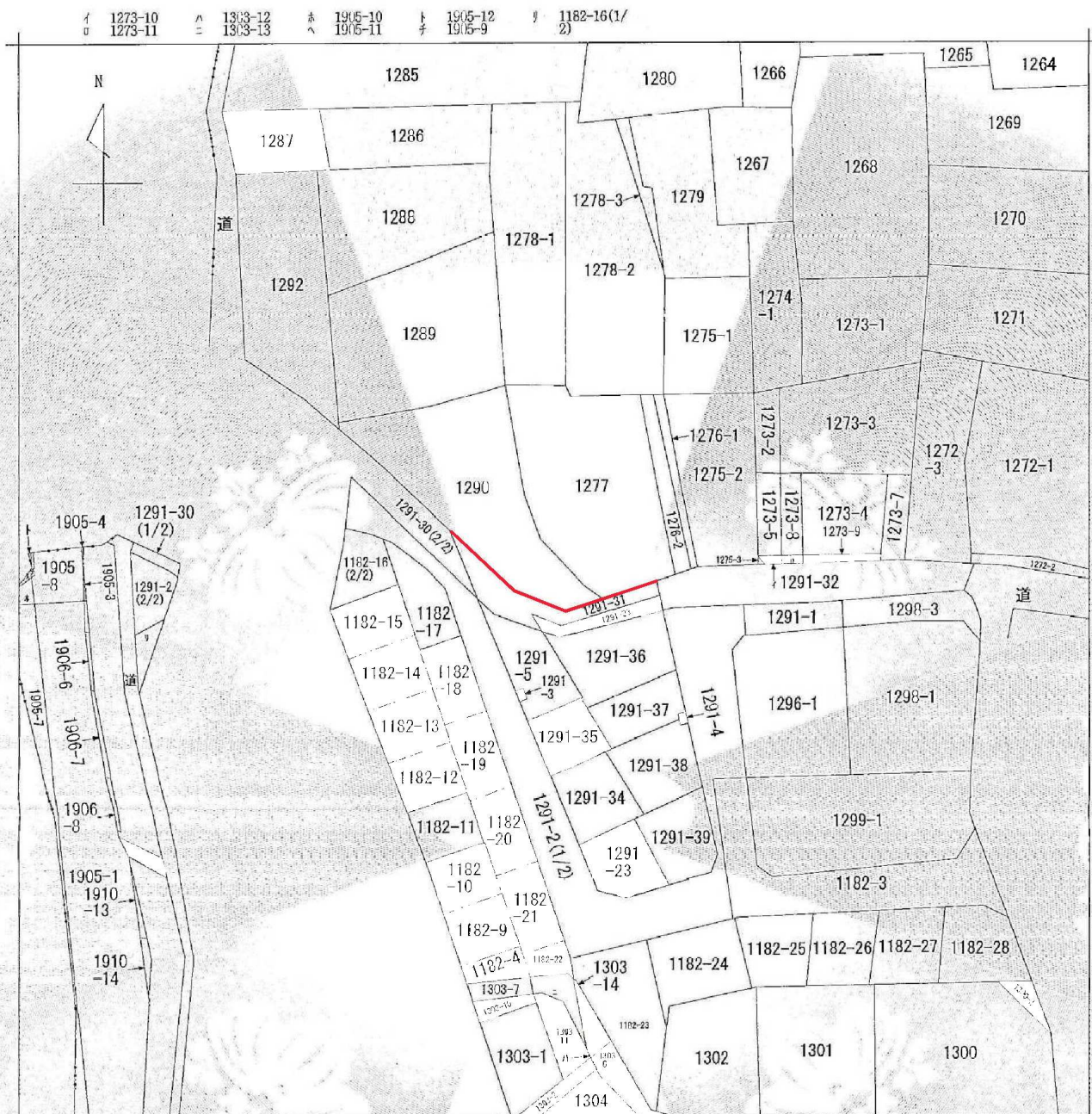
字 上 川 原
81-105, 110-115
268, 271, 275-276
290-292, 294-286
293, 297, 299
302-305, 309-367
369-371, 374-416

別紙に境界線図を添付



図面名	海老名市
件 名	海老名市計画市街区域 及び市街化調整区域の変更
図面の名称	公 図 写 し
縮 尺	1 / 1,200
番 号	1 / 8
作成年月日	平成 年 月 日

事項	市街名	海 老 名 市
件 名	海老名都市計画区域区分の変更	
図 面 の 名 称	公図の写し	
縮 尺	1/1,200	
番 号	1/11	
作 成 年 月 日	令和 年 月 日	



(注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 上今泉3丁目

請求 部	所 在	海老名市上今泉三丁目				地 番	1291番31		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座標系 番号又 は記号	分 類	地区に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図		
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)	事項		市町名	
						件 名		海老名都市計画区域区分の変更	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日

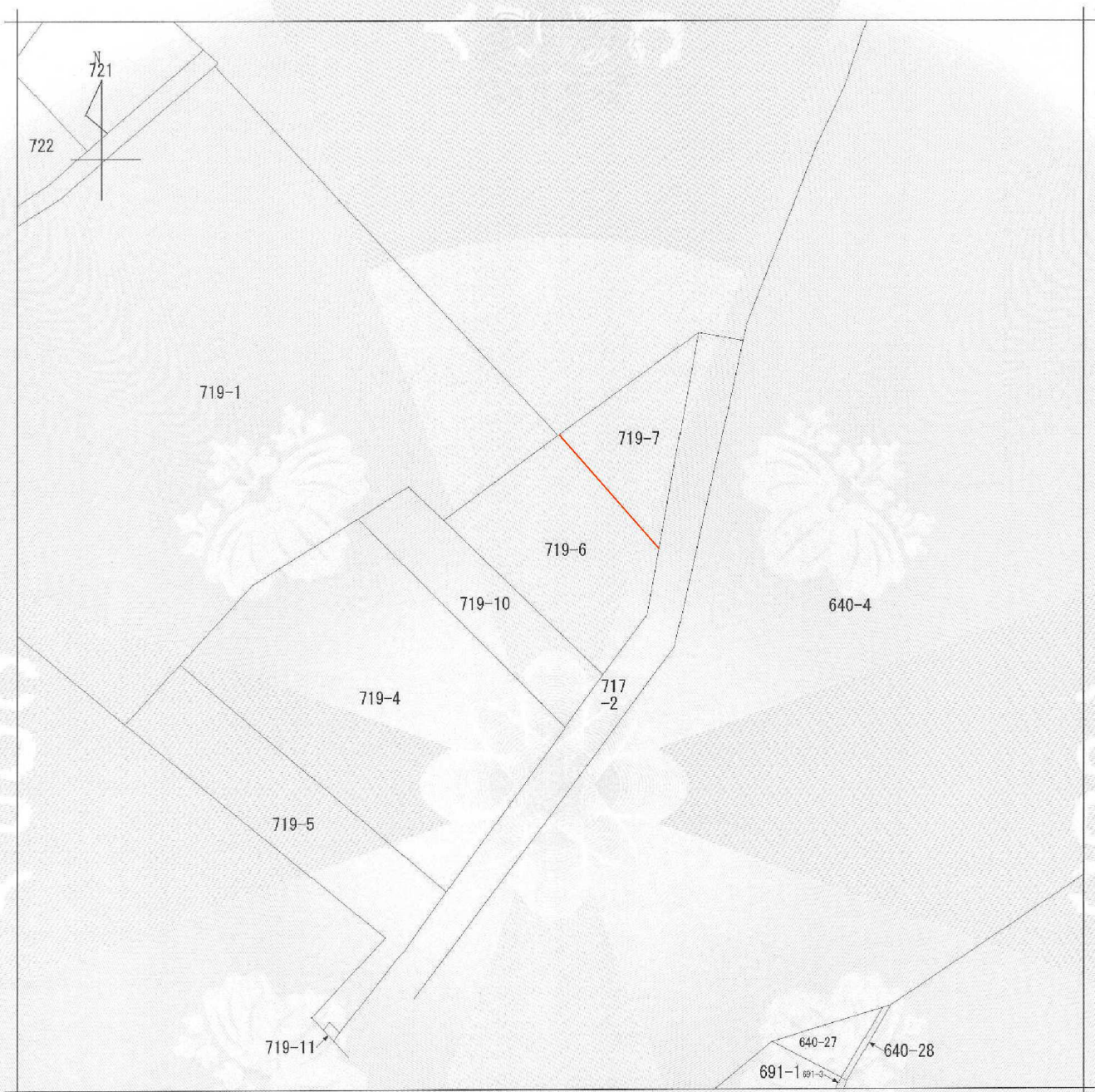
横浜地方事務局大和出張所

請求番号: 51-1

登記官

江崎理

(1/1)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	海老名市柏ヶ谷字産川台				地 番	719番6			
出 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)					

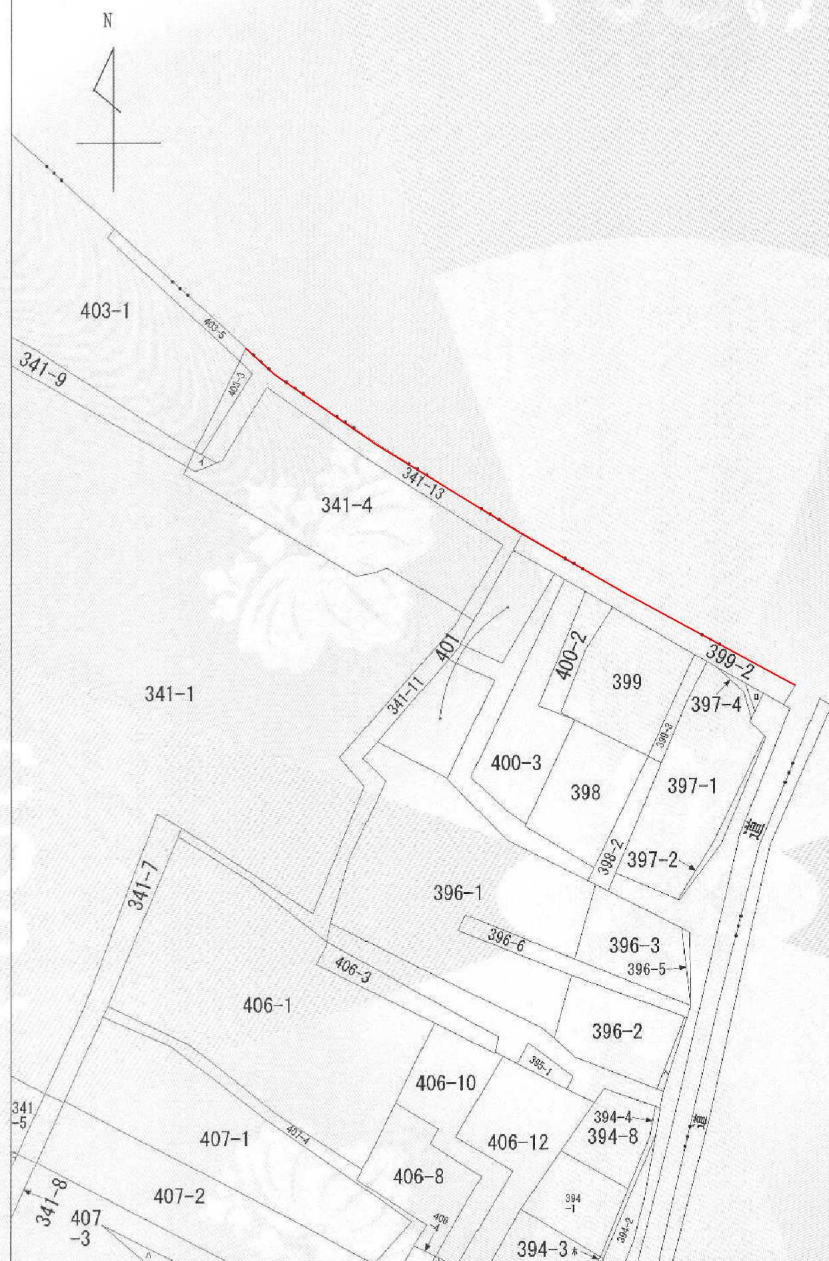
市町名	海 老 名 市
事項	
件 名	海老名都市計画区域区分の変更

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

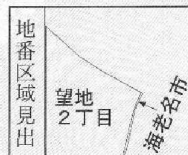
令和6年5月21日
横浜地方法務局大和出張所
請求番号：13-2
(1/1)
登記官
石川毅

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の変更	
図面の名称	公図の写し	
縮尺	1/600	
番号	3/11	
作成年月日	令和 年 月 日	

イ 341-14 ハ 407-5 ホ 394-5 ト 406-9
ロ 397-3 ニ 341-3 ヘ 396-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	海老名市望地二丁目			地番	399番2	
出力縮尺	1/600	精度区	座標系又は番号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月21日

横浜地方法律局大和出張所

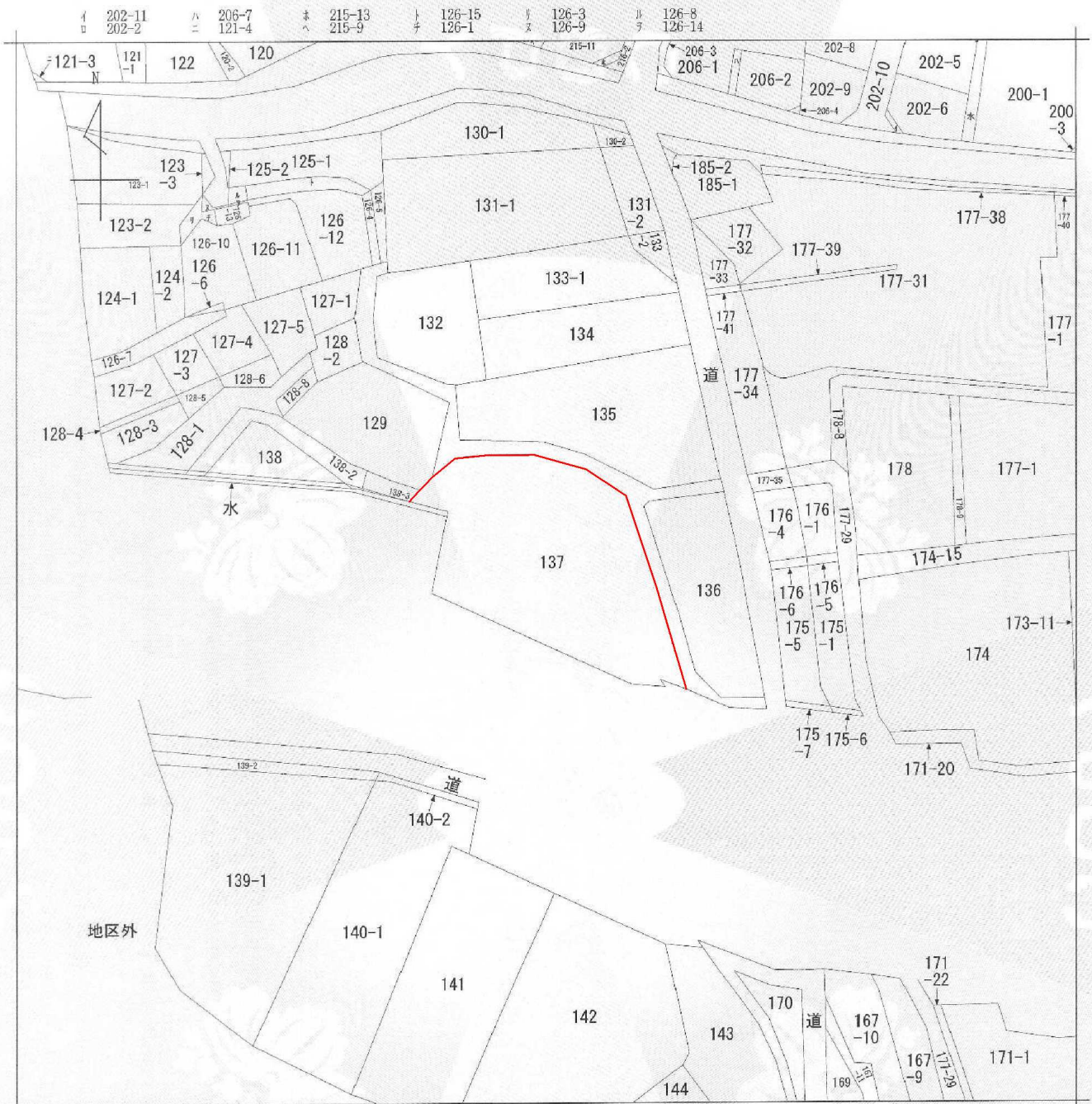
請求番号：13-4

登記官

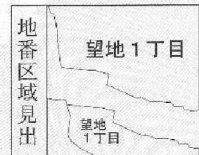
石川毅

(1/1)

事項	市町名
件名	海老名市
図面の名称	海老名都市計画区域区分の変更
縮尺	公図の写し
番号	1/600
作成年月日	4/11
	令和 年 月 日



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部		所在		海老名市望地一丁目		地番		137番	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)							

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月21日

横浜地方法務局大和出張所

請求番号: 13-5

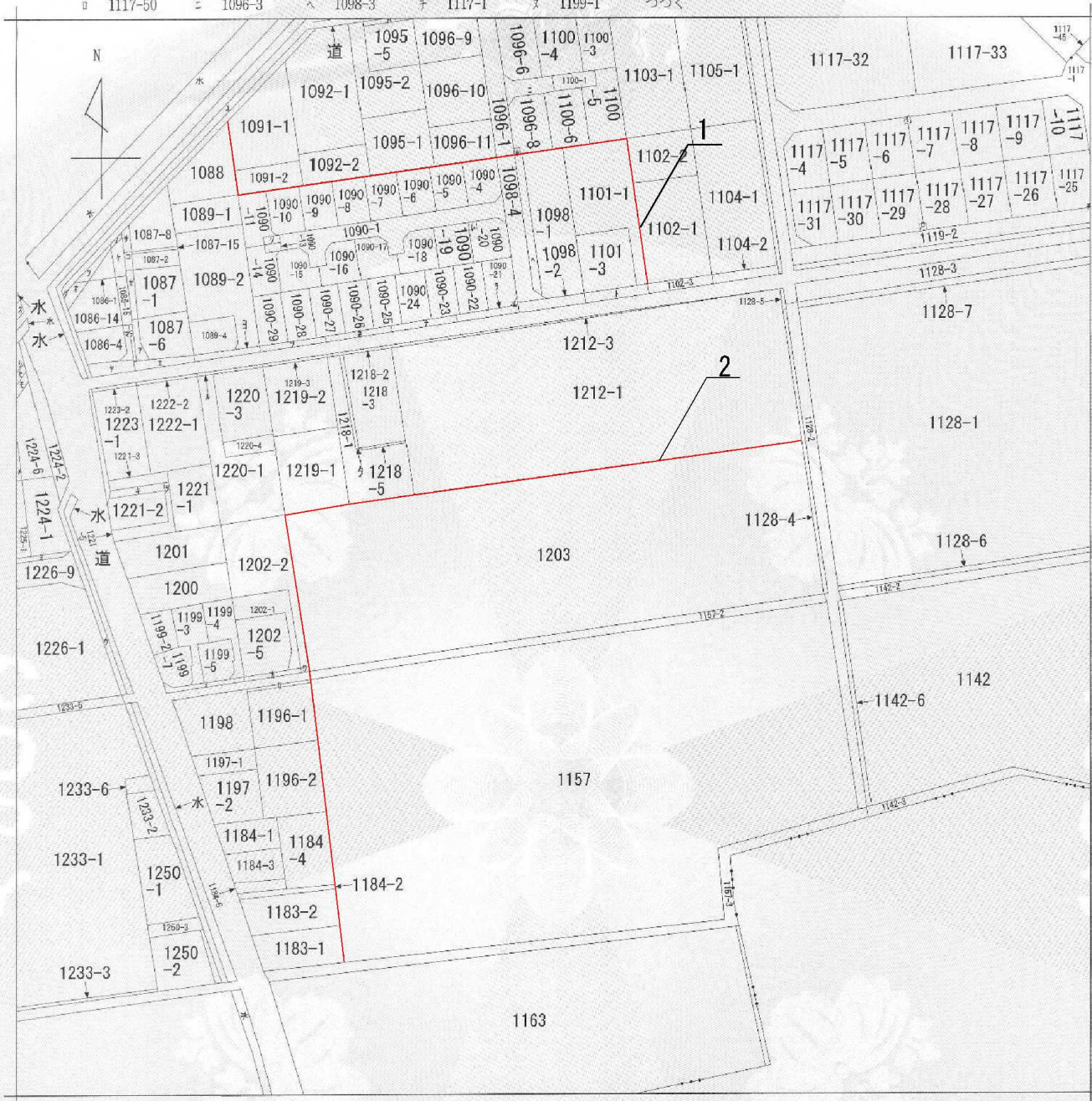
登記官

石川毅

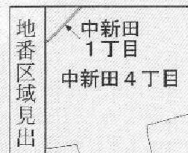
(1/1)

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の変更	
図面の名称	公図の写し	
縮尺	1 / 600	
番号	5 / 11	
作成年月日	令和 年 月 日	

イ 1117-47 ハ 1095-6 ホ 1096-4 ト 1101-2 リ 1196-3 ル 1220-2
ロ 1117-50 ニ 1096-3 ヘ 1098-3 チ 1117-1 ス 1199-1 ッ 1220-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	海老名市中新田四丁目				地 番	1203番		
出 力 縮 尺	1/1200	精 度 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附置地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				

事項	市町名	
件 名		海 老 名 市
		海老名都市計画区域区分の変更

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月21日

横浜地方法務局大和出張所

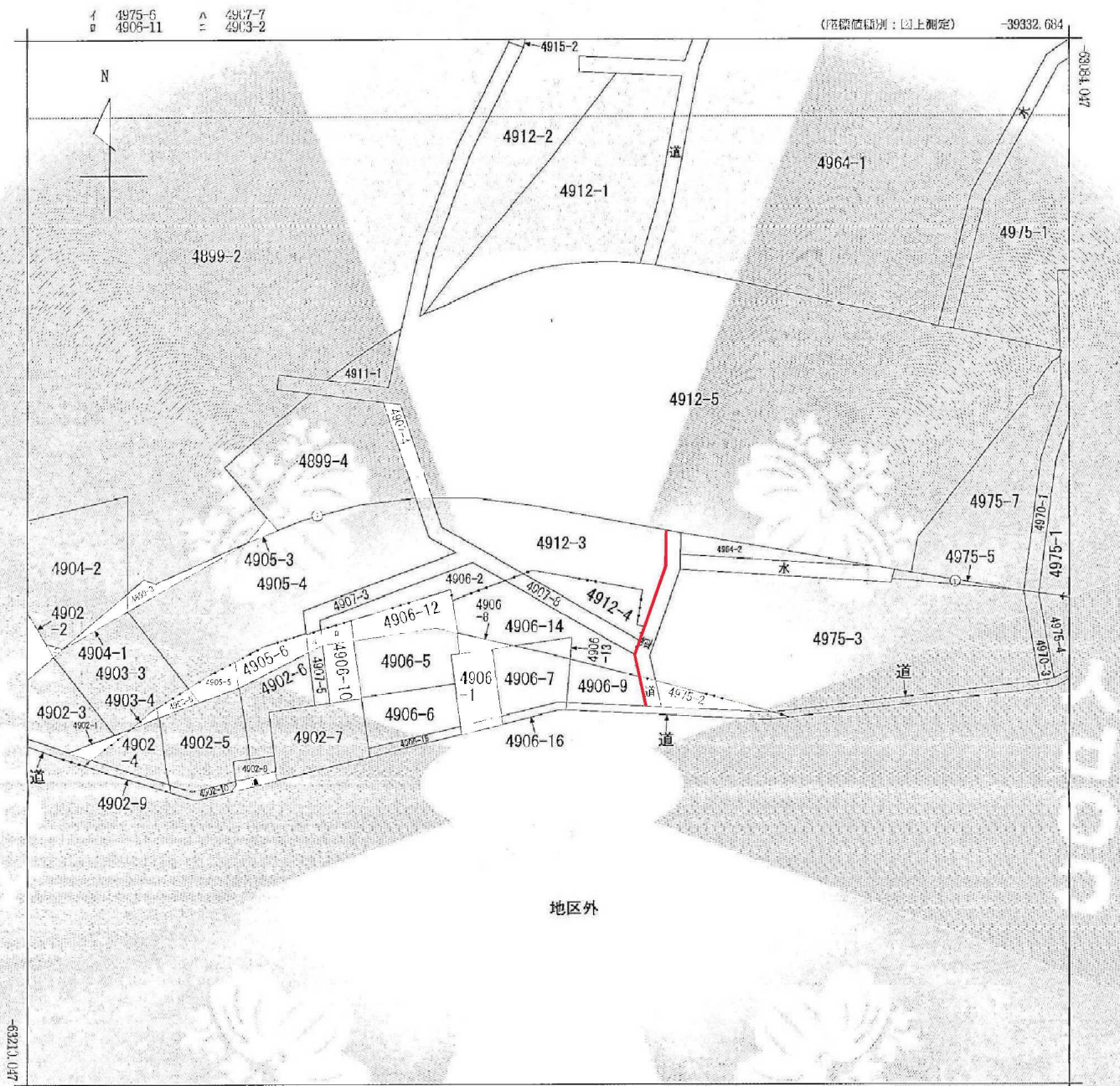
請求番号：13-11

登記官

石川毅

(1/2)

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の変更	
図面の名称	公図の写し	
縮尺	1/1,200	
番号	6/11	
作成年月日	令和 年 月 日	



座標値種別：図上測定
-39332.634
4975-6 4975-7 4975-8 4975-9 4975-10 4975-11 4975-12 4975-13 4975-14 4975-15 4975-16 4975-17 4975-18 4975-19 4975-20 4975-21 4975-22 4975-23 4975-24 4975-25 4975-26 4975-27 4975-28 4975-29 4975-30 4975-31 4975-32 4975-33 4975-34 4975-35 4975-36 4975-37 4975-38 4975-39 4975-40 4975-41 4975-42 4975-43 4975-44 4975-45 4975-46 4975-47 4975-48 4975-49 4975-50 4975-51 4975-52 4975-53 4975-54 4975-55 4975-56 4975-57 4975-58 4975-59 4975-60 4975-61 4975-62 4975-63 4975-64 4975-65 4975-66 4975-67 4975-68 4975-69 4975-70 4975-71 4975-72 4975-73 4975-74 4975-75 4975-76 4975-77 4975-78 4975-79 4975-80 4975-81 4975-82 4975-83 4975-84 4975-85 4975-86 4975-87 4975-88 4975-89 4975-90 4975-91 4975-92 4975-93 4975-94 4975-95 4975-96 4975-97 4975-98 4975-99 4975-100
-39457.634
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
大谷南5丁目
A 杉久保北3丁目
B 大谷南5丁目
C 大谷南5丁目
D 杉久保北3丁目

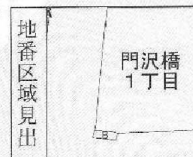
請求部	所在	海老名市大谷南5丁目		地番	4912番3	
出力	1/500	精度	中	座標系	IX	分類
縮尺		区分		番号又は記号		地図(法第14条第1項)
作成						種類
年月日						地籍図
事項		市町名				
件名		海老名市				
図面の名称		公図の写し				
縮尺		1/500				
番号		7/11				
作成年月日		令和 年 月 日				

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日
横浜地方務局大和出張所
請求番号：51-2
(1/1)
登記官
江崎理



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 門沢橋1丁目
B 門沢橋6丁目

請求部分	所在	海老名市門沢橋一丁目			地番	138番5		
出力尺	1/600	精度区分		座標系又は番号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月21日

横浜地方方法務局大和出張所

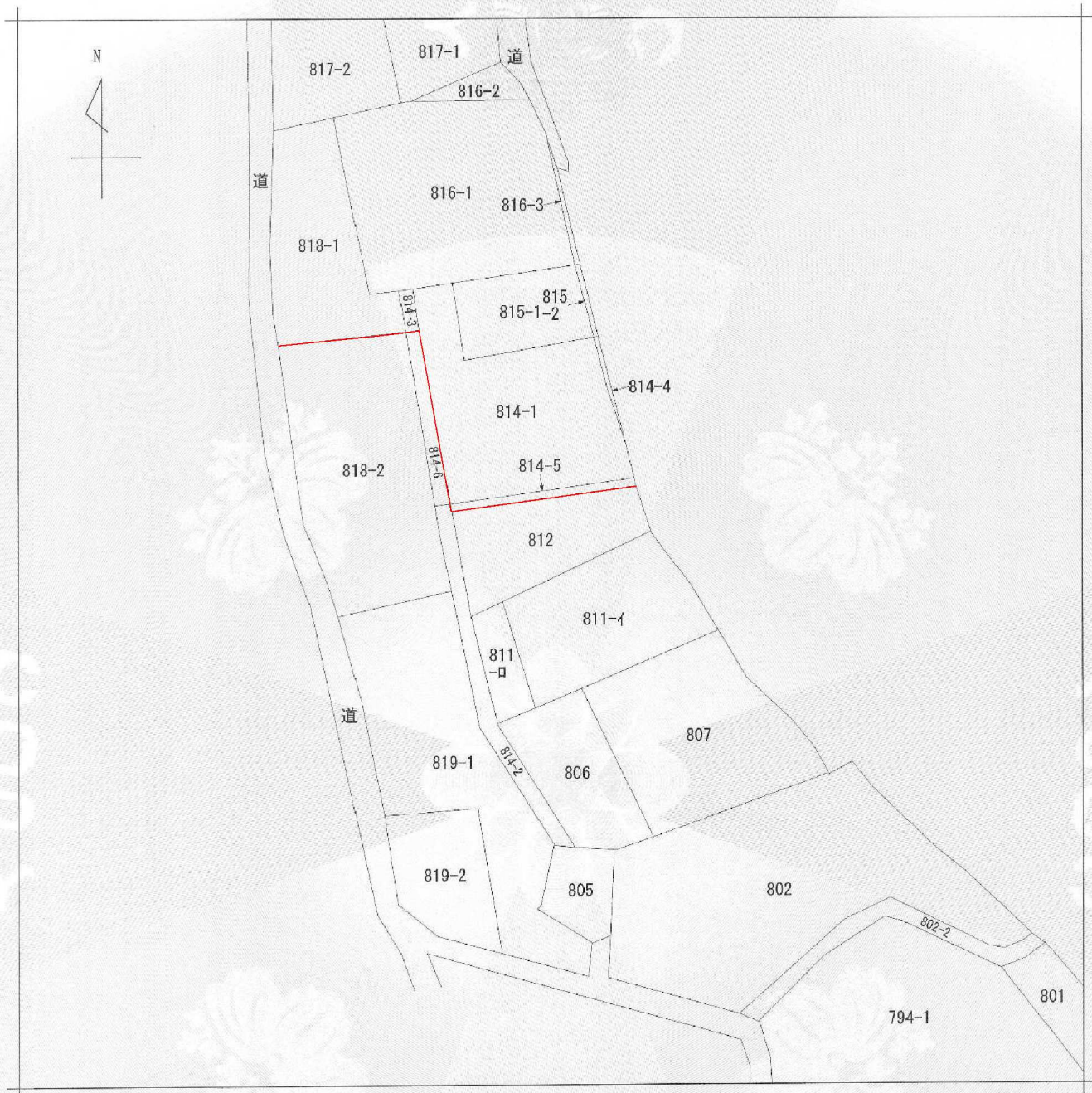
登記官

石川毅

請求番号：13-6

(1/1)

事項	市町名	海老名市
件名	海老名都市計画区域区分の変更	
図面の名称	公園の写し	
縮尺	1/600	
番号	9/11	
作成年月日	令和	年 月 日



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	海老名市本郷字下谷津				地番	812番		
出力尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月21日

横浜地方方法務局大和出張所

登記官

石川毅

請求番号：13-8

(1/1)

事項	市町名
件名	海老名市
図面の名称	海老名都市計画区域区分の変更
縮尺	公図の写し
番号	1 / 600
作成年月日	11 / 11
	令和 年 月 日

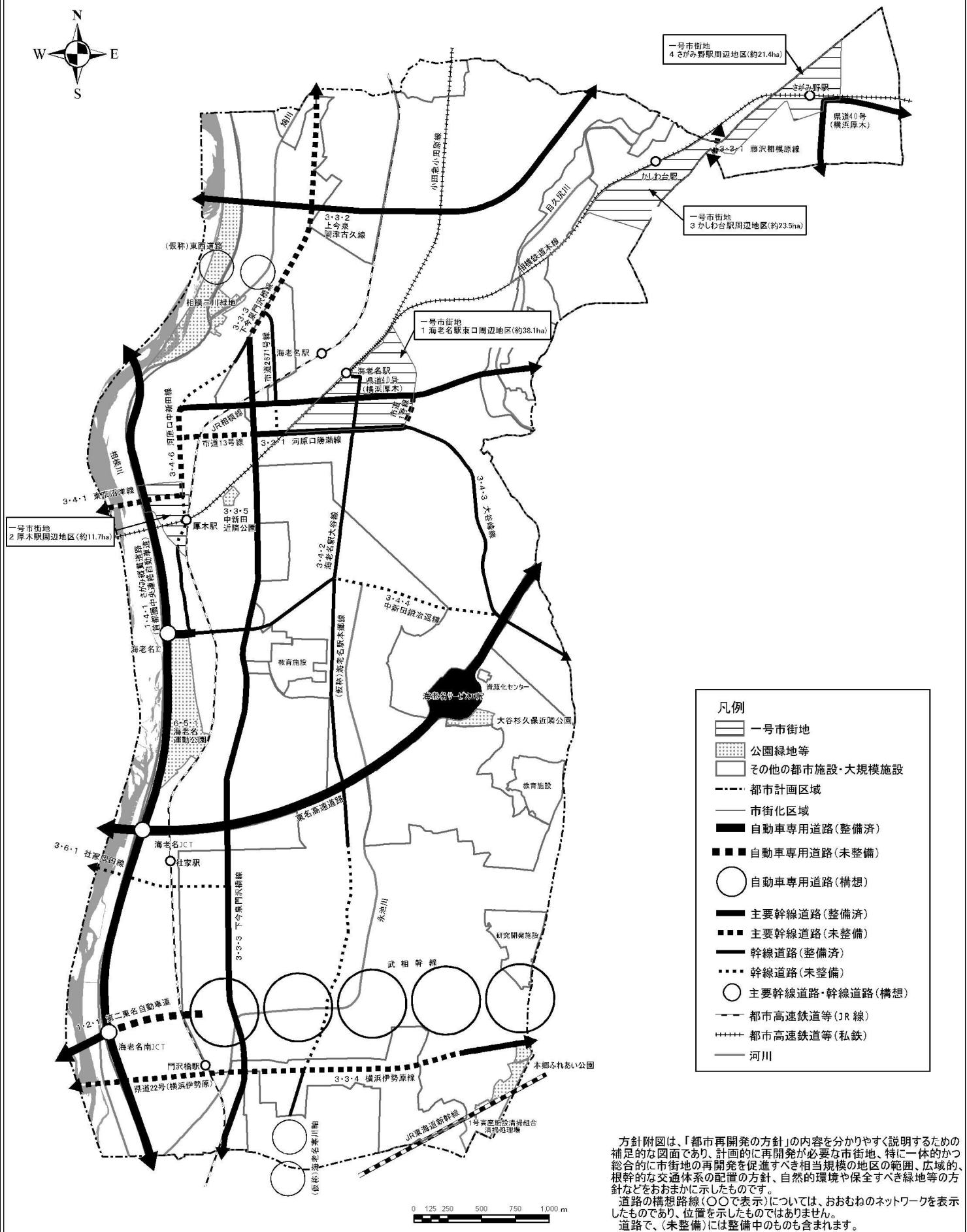
都市計画都市再開発の方針を次のように変更する。

都市再開発の方針
「別添のとおり」

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

厚木駅周辺地区については、市街化再開発事業が完了し、土地の高度利用及び交通結節点としての機能強化が行われたことから、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項再開発促進地区)から削除するものです。

海老名都市計画 都市再開発の方針附図(海老名市)



(新)

海老名都市計画都市再開発の方針

令和 年 月 日

神 奈 川 県

(旧)

海老名都市計画都市再開発の方針

平成28年11月1日

神 奈 川 県

(新)

1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の開発の促進を図る。

(1) 集約型都市構造の実現に関する方針

海老名駅をはじめとした鉄道駅周辺については、商業・業務・文化等の都市機能が集積する生活利便性や、鉄道やバス等の公共交通の利用利便性を活かした住宅地の形成により、環境への負荷が小さく、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進める。

海老名駅東口周辺地区は、商業・業務・文化機能等の集積とともに都市基盤施設の整備を進め、本区域における都市交流拠点としての中心市街地を形成・充実するため、土地の高度利用を図るものとする。

また、地域交流拠点の厚木駅及びさがみ野駅周辺地区、生活拠点のかしわ台駅についても、各拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。

(2) 住環境の整備改善に関する方針

都市基盤の整備が遅れたまま住宅等が集積している地区については、都市防災や都市環境上必要な地区幹線道路や街区公園等の整備に努めるものとする。

また、上地区画整理事業等による市街地整備が行われた地区については、地区計画等の活用により、将来にわたり良好な居住環境の維持に努めるものとする。

2 計画的な再開発が必要な市街地

住工混在や都市基盤整備の遅れによる住環境の悪化や木造建築物の老朽化により、都市構造の再編や建築物の更新が必要となる地区、あるいは、将来都市構想において土地の高度利用や土地利用転換が必要と認められる地区等を計画的に再開発が必要な市街地（以下「一号市街地」という。）とし、整備・改善を図る。

一号市街地の目標及び方針は、別表1のとおりである。

(旧)

1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の開発の促進を図る。

(1) 集約型都市構造の実現に関する方針

海老名駅をはじめとした鉄道駅周辺については、商業・業務・文化等の都市機能が集積する生活利便性や、鉄道やバス等の公共交通の利用利便性を活かした住宅地の形成により、環境への負荷が小さく、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進める。

海老名駅東口周辺地区は、商業・業務・文化機能等の集積とともに都市基盤施設の整備を進め、本区域における都市交流拠点としての中心市街地を形成・充実するため、土地の高度利用を図るものとする。

また、厚木駅、かしわ台駅及びさがみ野駅周辺地区についても、生活交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。

(2) 住環境の整備改善に関する方針

都市基盤の整備が遅れたまま住宅等が集積している地区については、都市防災や都市環境上必要な地区幹線道路や街区公園等の整備に努めるものとする。

また、上地区画整理事業等による市街地整備が行われた地区については、地区計画等の活用により、将来にわたり良好な居住環境の維持に努めるものとする。

2 計画的な再開発が必要な市街地

住工混在や都市基盤整備の遅れによる住環境の悪化や木造建築物の老朽化により、都市構造の再編や建築物の更新が必要となる地区、あるいは、将来都市構想において土地の高度利用や土地利用転換が必要と認められる地区等を計画的に再開発が必要な市街地（以下「一号市街地」という。）とし、整備・改善を図る。

一号市街地の目標及び方針は、別表1のとおりである。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項再開発促進地区)

一号市街地のうち早急に再開発を行うべき地区を、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項再開発促進地区)として定める。

二項再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は、別表2及び別図のとおりである。

(新)

別表1(一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 海老名駅東口周辺地区	2 厚木駅周辺地区
面 積		約 38.1ha	約 11.7ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		都市交流拠点として、交通利便性を活かしたにぎわいと魅力のある中心市街地の形成を図る。	地域に密着した商業・業務などの機能が集積した地域交流拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・商業・業務・文化・住宅の集積を図り、複合的な都市機能の誘導を図る。	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・幹線道路の整備を図る。	・幹線道路・駅前広場の整備を図る。 ・駅舎の改良を促進する。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・景観に配慮した本区域のシンボルとなる都市空間の創造を図る。	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	・商業・業務・文化・住宅の集積とともに、都市基盤の整備を進め、都市交流拠点としての中心市街地を形成・充実するため土地の高度利用を図る。	・地域交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。
要整備地区の名称、面積		—	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	二

(旧)

別表1(一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 海老名駅東口周辺地区	2 厚木駅周辺地区
面 積		約 38.1ha	約 11.7ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		都市交流拠点として、交通利便性を活かしたにぎわいと魅力のある中心市街地の形成を図る。	地域に密着した商業・業務などの機能が集積した地域交流拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・商業・業務・文化・住宅の集積を図り、複合的な都市機能の誘導を図る。	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・幹線道路の整備を図る。	・幹線道路・駅前広場の整備を図る。 ・駅舎の改良を促進する。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・景観に配慮した本区域のシンボルとなる都市空間の創造を図る。	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	・商業・業務・文化・住宅の集積とともに、都市基盤の整備を進め、都市交流拠点としての中心市街地を形成・充実するため土地の高度利用を図る。	・地域交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。
要整備地区の名称、面積		—	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	・厚木駅南地区(約 1.1ha)

(新)

別表 1 (一号市街地の目標及び方針)			
地 区 名		3 かしわ台駅周辺地区	4 さがみ野駅周辺地区
面 積		約 23.5ha	約 21.4ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		地域に密着した商業・業務などの機能が集積した生活拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。	地域に密着した商業・業務などの機能が集積した地域交流拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・駅前広場・道路・下水道の整備を図る。	・道路の拡張、駅前広場の整備を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	・生活拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。	・地域交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。
要整備地区の名称、面積		—	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	—

(旧)

別表 1 (一号市街地の目標及び方針)			
地 区 名		3 かしわ台駅周辺地区	4 さがみ野駅周辺地区
面 積		約 23.5ha	約 21.4ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		地域に密着した商業・業務などの機能が集積した地域交流拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。	地域に密着した商業・業務などの機能が集積した地域交流拠点の形成を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。	・商業等の生活関連施設の集積や市民利用施設・住宅等の集積を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・駅前広場・道路・下水道の整備を図る。	・道路の拡張、駅前広場の整備を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。	・住居と商業施設が適切に共存する快適な住環境の育成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	・地域交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。	・地域交流拠点としての機能を形成・充実するため、地域特性を踏まえた上で土地の高度利用を図る。
要整備地区の名称、面積		—	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	—

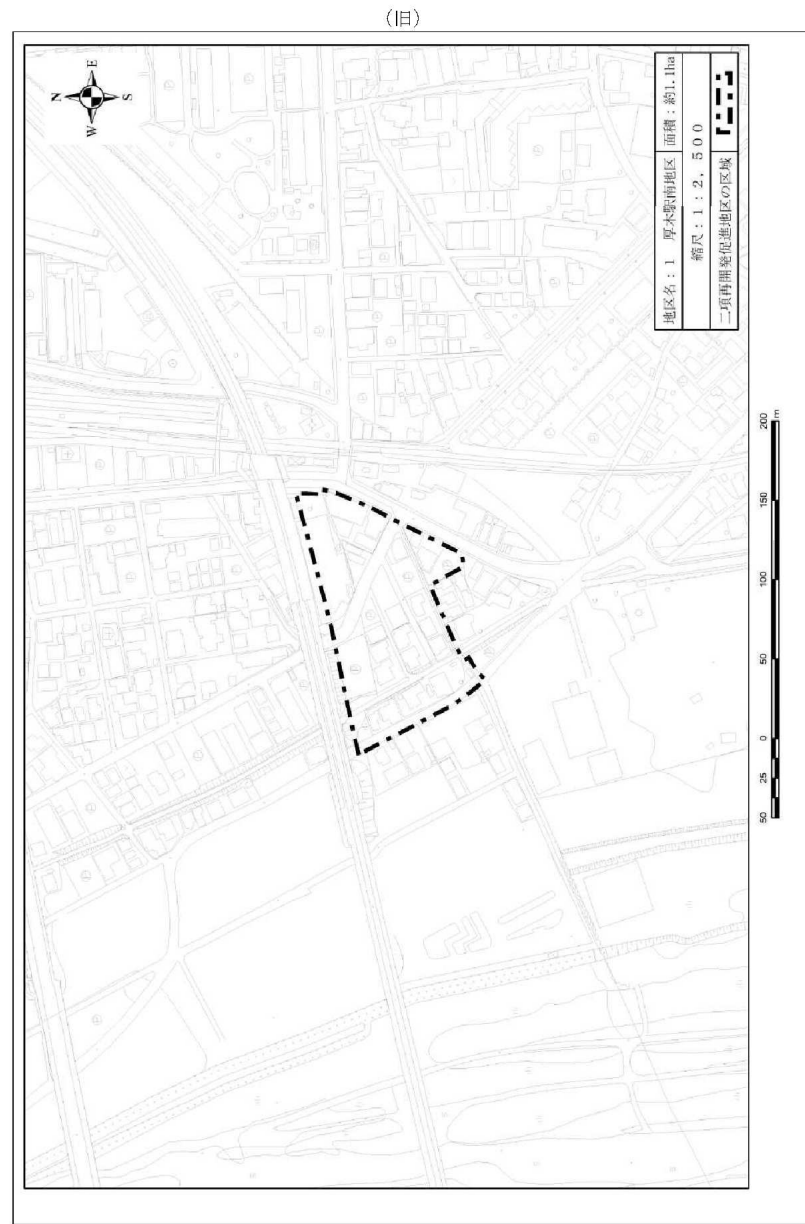
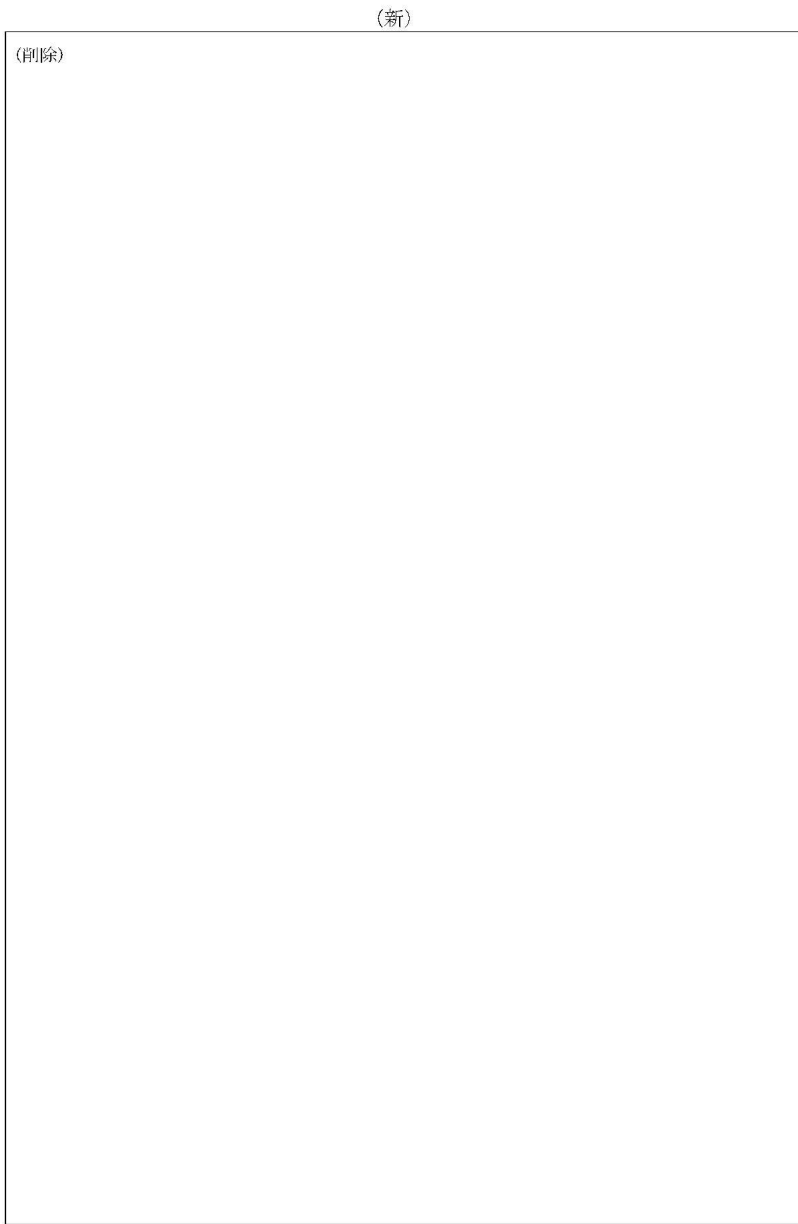
(新)

--

(旧)

別表2(二項再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要)

地 区 名	1 厚木駅南地区
面 積	約 1.1ha
イ 地区の再開発、整備等の主たる目標	地域に密着した商業及び居住機能等の集積、道路及び駅前広場の整備による市街地環境の改善を図るとともに、地域交流拠点として日常的な生活を支援する機能の集積を誘導し、賑わいの創出を図る。 交通結節点としての機能強化を図る。
ロ 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	・地区計画等の活用促進によって共同建築を促進することにより、土地の合理的な高度利用を図る。また、商業等の生活関連施設の集積、市民利用施設及び住宅等の集積を図る。
ハ 建築物の更新の方針	・市街地再開発事業等により、建築物の不燃化、共同化及び中高層化を図る。 ・バリアフリー化を促進する。
ニ 都市施設及び地区施設の整備の方針	・幹線道路及び駅前広場の整備を図る。 ・駅舎の改良を促進する。
ホ その他特記すべき事項	二



海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（神奈川県決定）

都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

住宅市街地の開発整備の方針
「別添のとおり」

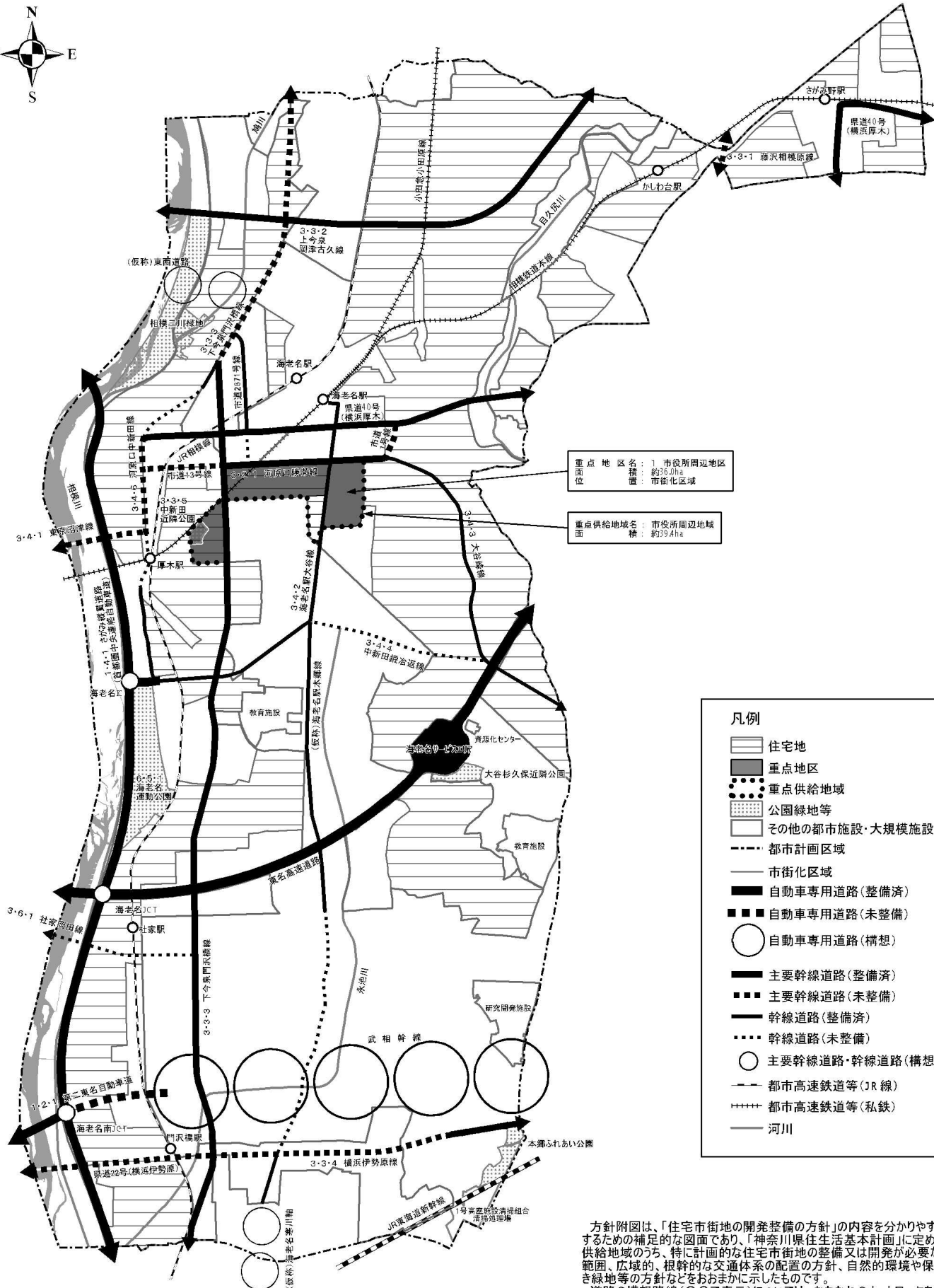
理 由 書

本区域における実現すべき住宅市街地のあり方、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、さらに、既存の低・未利用地及び住宅密集市街地等、その地域特性に応じて良好な住宅市街地として計画的に整備又は開発すべき相当規模の地区について、地区の整備又は開発の目標、用途、密度に関する基本方針等を定めることにより、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

市役所周辺地区については、中心市街地を補完する機能、公共公益機能を集積するとともに、良好な住環境を確保した複合的な市街地の形成を図るため、重点地区として新たに追加するものです。

海老名駅西口地区については、鉄道駅前としての都市基盤整備を伴った商業・業務・文化施設と調和した都市型住宅の整備促進が図られたことから、重点地区から削除するものです。

海老名都市計画 住宅市街地の開発整備の方針附図(海老名市)



重点地区名: 1 市役所周辺地区
面積: 約36.0ha
位置: 市街化区域

重点供給地域名: 市役所周辺地域
面積: 約39.4ha

凡例

- 住宅地
- 重点地区
- 重点供給地域
- 公園緑地等
- その他の都市施設・大規模施設
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 自動車専用道路(整備済)
- 自動車専用道路(未整備)
- 自動車専用道路(構想)
- 主要幹線道路(整備済)
- 主要幹線道路(未整備)
- 幹線道路(整備済)
- 幹線道路(未整備)
- 主要幹線道路・幹線道路(構想)
- 都市高速鉄道等(JR線)
- 都市高速鉄道等(私鉄)
- 河川

方針附図は、「住宅市街地の開発整備の方針」の内容を分かりやすく説明するための補足的な図面であり、「神奈川県生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区の範囲、広域的、根幹的な交通体系の配置の方針、自然的環境や保全すべき緑地等の方針などをおおまかに示したものです。
道路の構想路線(〇〇で表示)については、おおむねのネットワークを表示したものであり、位置を示したものではありません。
道路で、(未整備)には整備中のものも含まれます。



(新)

海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針

令和 年 月 日

神 奈 川 県

(旧)

海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

神 奈 川 県

(新)

1 住宅市街地の開発整備の目標と整備開発の方針

(1) 住宅市街地の開発整備の目標

① 目標とする住宅市街地

都市機能の整備と環境に配慮した住宅地の形成

② 良好な居住環境の確保等に係わる目標

良質な住宅市街地の形成を図るため、自然環境との調和はもとより道路、下水道等の公共施設整備との整合のとれた住宅及び住宅地の計画的供給を推進する。このため、土地区画整理事業等による面的整備事業を行い、地区計画等の積極的な活用を検討する。

また、高齢者・障がい者が安心して住み続けられるよう適切な支援を行う。さらに、良好な住環境の形成や維持・保全を図るため、地域住民の主体的な活動の支援を推進する。

(2) 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成するため、市街地開発事業等により道路、下水道、公園、緑地等生活基盤整備を推進するとともに、地区計画等を有効に活用するなど総合的、計画的に住環境の改善・保全を図る。

特に、市街化の進行により、基盤整備が未整備のままスプロールが進行している地域においては、土地区画整理事業等を推進していく。

① 市街化区域内農地を計画的に活用した住宅市街地

市街化区域内農地については、大谷地域を中心に広い範囲にわたり分布しているため、これらを有効かつ計画的に活用・保全し、緑を活かした良好な住宅市街地の形成に努める。

市街化区域内農地のうち生産緑地地区に指定されているものについては、適切に保全する。また、宅地化するものについては、地域における住宅需要に適切に対応した土地利用及び整備・開発の方向を見極め、土地区画整理事業等を推進するほか、地区計画等の規制・誘導手法により良好な住宅市街地の形成に努める。

② 計画的な新市街地の開発

新市街地については、計画的な人口の配置を図るため、土地区画整理事業や開発許可制度の適切な運用などにより、良好な市街地を形成するとともに、地区計画等により適切な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成を図る。

2 重点地区の整備又は開発の計画の概要

「神奈川県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要は、別表及び別図のとおりである。

(旧)

1 住宅市街地の開発整備の目標と整備開発の方針

(1) 住宅市街地の開発整備の目標

① 目標とする住宅市街地

都市機能の整備と環境に配慮した住宅地の形成

② 良好な居住環境の確保等に係わる目標

良質な住宅市街地の形成を図るため、自然環境との調和はもとより道路、下水道等の公共施設整備との整合のとれた住宅及び住宅地の計画的供給を推進する。このため、土地区画整理事業等による面的整備事業を行い、地区計画等の積極的な活用を検討する。

また、高齢者・障害者が安心して住み続けられるよう適切な支援を行う。更に、良好な住環境の形成や維持・保全を図るため、地域住民の主体的な活動の支援を推進する。

(2) 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成するため、市街地開発事業等により道路、下水道、公園、緑地等生活基盤整備を推進するとともに、地区計画等を有効に活用するなど総合的、計画的に住環境の改善・保全を図る。

特に、市街化の進行により、基盤整備が未整備のままスプロールが進行している地域においては、土地区画整理事業等を推進していく。

① 市街化区域内農地を計画的に活用した住宅市街地

市街化区域内農地については、大谷地域を中心に広い範囲にわたり分布しているため、これらを有効かつ計画的に活用・保全し、緑を活かした良好な住宅市街地の形成に努める。

市街化区域内農地のうち生産緑地地区に指定されているものについては、適切に保全する。また、宅地化するものについては、地域における住宅需要に適切に対応した土地利用及び整備・開発の方向を見極め、土地区画整理事業等を推進するほか、地区計画等の規制・誘導手法により良好な住宅市街地の形成に努める。

② 計画的な新市街地の開発

新市街地については、計画的な人口の配置を図るため、土地区画整理事業や開発許可制度の適切な運用などにより、良好な市街地を形成するとともに、地区計画等により適切な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成を図る。

2 重点地区の整備又は開発の計画の概要

「神奈川県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要は、別表及び別図のとおりである。

(新)

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要	
地 区 名	<u>1 市役所周辺地区</u>
面 積	<u>約36ha</u>
イ 地区の整備又は開発の目標	面的整備の実施により、計画的な住宅市街地の整備と、基盤施設整備を一体的に促進する。
ロ 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	<u>良好な住環境を確保した低層戸建住宅及び都市型住宅の誘導を基本とする。</u>
ハ 都市施設及び地区施設の整備の方針	面的整備を実施することにより、地区内の街路、公園等の都市施設及び地区施設の総合的な整備を図る。
ニ その他の特記すべき事項	—
(参考) 重点地区を含む重点供給地域の名称	<u>市役所周辺地域</u>

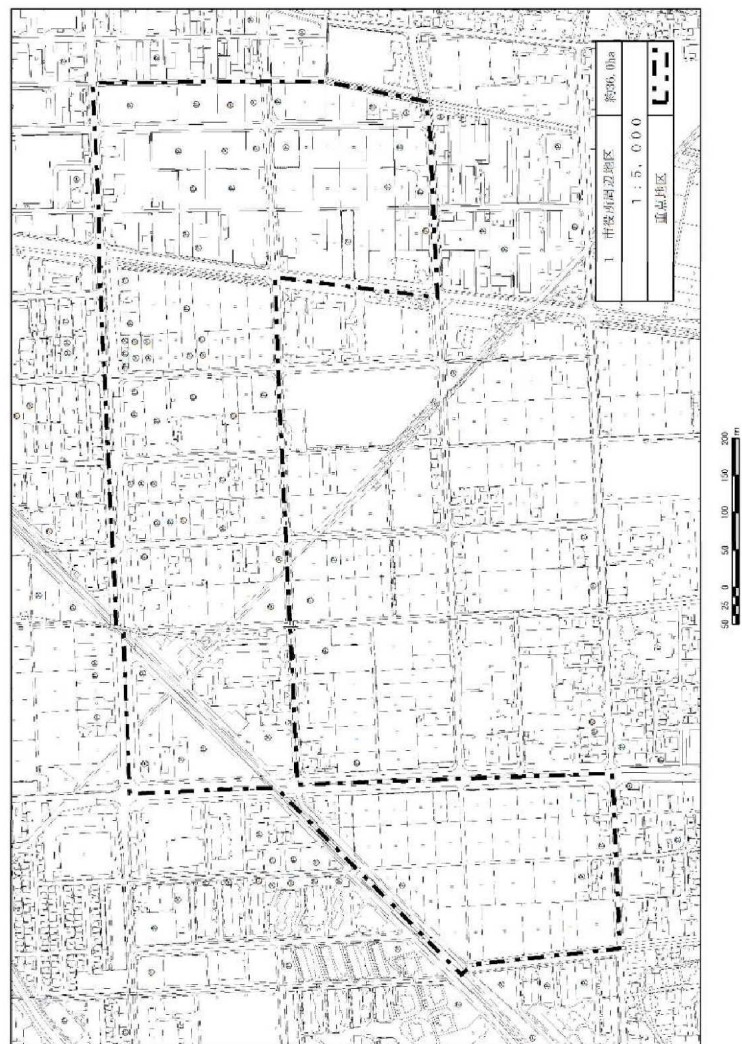
海老名・住宅-2

(旧)

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要	
地 区 名	<u>1 海老名駅西口地区</u>
面 積	<u>約19.3ha</u>
イ 地区の整備又は開発の目標	面的整備の実施により、計画的な住宅市街地の整備と、基盤施設整備を一体的に促進する。
ロ 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	<u>高度の商業地及び住宅市街地とする。</u>
ハ 都市施設及び地区施設の整備の方針	面的整備を実施することにより、地区内の街路、公園等の都市施設及び地区施設の総合的な整備を図る。
ニ その他の特記すべき事項	—
(参考) 重点地区を含む重点供給地域の名称	<u>海老名駅西口地域</u>

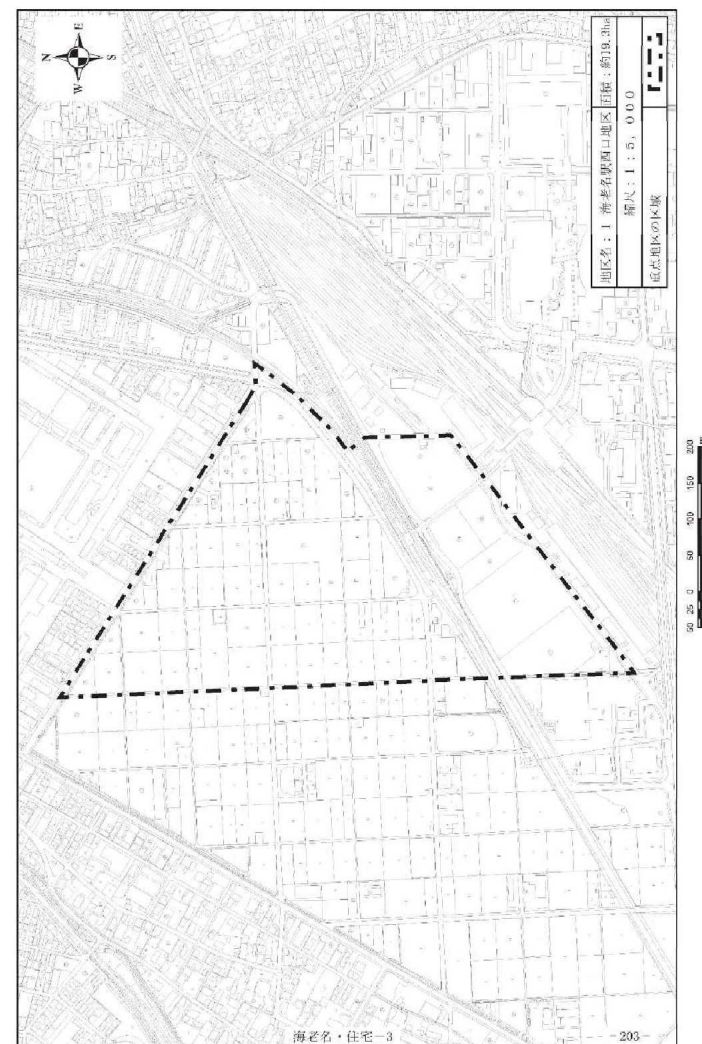
海老名・住宅-2

(新)



海老名・住宅-3

(旧)



海老名・住宅-3

都市計画用途地域を次のように変更する。

用途地域の種類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の高 さの限度	その他 及び 備考
第一種低層 住居専用地域	約 88ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	(49.4%)
	約 69ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(38.8%)
	約 12ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(6.7%)
	約 9.0ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	(5.1%)
小 計	約 178ha						12.0%
第一種中高層 住居専用地域	約 121ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.2%
第二種中高層 住居専用地域	約 20ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
第一種住居地域	約 662ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	44.8%
第二種住居地域	約 43ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
近隣商業地域	約 5.6ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(14.2%)
	約 27ha	20/10 以下	8/10 以下				(68.3%)
	約 6.9ha	30/10 以下	8/10 以下				(17.5%)
	約 39ha						2.6%
小 計							
商業地域	約 42ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	(94.6%)
小 計	約 2.4ha	50/10 以下	8/10 以下				(5.4%)
	約 45ha						3.0%
準工業地域	約 166ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.2%
工業地域	約 143ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.7%
工業専用地域	約 62ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.2%
合 計	約 1,479ha	—	—	—	—	—	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

今回、区域区分の境界となっていた地形地物等が変更されたことから、区域区分の変更に伴い、用途地域の変更を行うものです。

上今泉二丁目地区については、令和2年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域への編入に伴い、用途地域を指定するものです。

中新田丸田地区については、上地区画整理事業を円滑に進めるため、市街化区域に編入されたのと同じに、暫定的に第一種低層住居専用地域に指定しています。この度、土地区画整理事業において、居住機能を中心とした複合的な新市街地の形成に資する、より詳細な土地利用計画が定まったことから、本地区の用途地域を本案のとおり第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更するものです。

海老名都市計画用途地域の変更・新旧対照表

種類	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	新旧用途地域別面積		面積の増減
			新	旧	
第一種低層 住居専用地域	5/10以下 8/10以下 8/10以下 10/10以下 15/10以下	3/10以下 4/10以下 5/10以下 5/10以下 6/10以下	約 88ha 約 69ha 約 12ha 約 9.0ha 約 178ha	約 7.8ha 約 88ha 約 69ha 約 12ha 約 9.0ha 約 186ha	△約 7.8ha +約 0.02ha
小 計					△約 7.78ha
第一種中高層 住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約 121ha	約 121ha	+約 0.01ha
第二種中高層 住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約 20ha	約 20ha	△約 0.01ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	約 662ha	約 662ha	+約 0.1ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	約 43ha	約 35ha	+約 7.8ha
近隣商業地域	20/10以下 20/10以下 30/10以下	6/10以下 8/10以下 8/10以下	約 5.6ha 約 27ha 約 6.9ha 約 39ha	約 5.6ha 約 27ha 約 6.9ha 約 39ha	
小 計					
商業地域	40/10以下 50/10以下	8/10以下 8/10以下	約 42ha 約 2.4ha 約 45ha	約 42ha 約 2.4ha 約 45ha	
小 計					
準工業地域	20/10以下	6/10以下	約 166ha	約 166ha	
工業地域	20/10以下	6/10以下	約 143ha	約 143ha	
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	約 62ha	約 62ha	△約 0.1ha
合 計	—	—	約 1,479ha	約 1,479ha	+約 0.02ha